



## 耐震改修住宅に対する固定資産税の減額申告書について

この申告書は、耐震改修工事が完了した住宅の固定資産税の減額適用を受ける場合に、その家屋の所有者から申告していただくものです。

### 1 概要

(1)昭和57年(1982年)1月1日以前から所在する住宅のうち令和4年(2022年)3月31日までの間に耐震改修工事が完了した家屋の固定資産税額(上限120㎡)の2分の1を減額します。

※併用住宅の場合、減額の対象となるのは居住部分のみとなります。

※平成29年(2017年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までの間に耐震改修を行なった住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについては固定資産税額(上限120㎡)の3分の2を減額します。

(2)減額される期間は、改修工事が完了した年の翌年度1年分です。

### 2 対象となる家屋

(1)昭和57年(1982年)1月1日以前から所在する住宅であること。

(2)耐震基準に適合する住宅であること。

(3)併用住宅は居住床面積が全体床面積の2分の1以上であること。

### 3 対象となる耐震改修工事

改修工事に要した費用の額が1戸当たり50万円を超えるものであること。

### 4 提出書類

(1)住宅耐震改修証明書または増改築等工事証明書

(2)改修工事に要した費用が確認できる書類(工事見積書、契約書、工事費用の領収書等)

(3)長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し

※(3)は該当する場合のみご提出ください。

※必要に応じ上記以外の書類を提出していただく場合があります。

### 5 申告期限

耐震改修工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出してください。

3か月以内に提出することができなかった場合は、その理由を記載してください。

### 6 提出先

柏崎市役所財務部税務課家屋係

電話：21-2256(直通)